

令和5年7月14日から的大雨被害に対する支援について

令和5年8月
秋田県農業公社

1 対象となる災害

令和5年7月14日から的大雨による被害

2 対象となる者

令和5年8月までに公告された農用地利用集積等促進計画、農用地利用集積計画又は農用地利用配分計画に基づき、秋田県農業公社（秋田県農地中間管理機構）から農地を転貸された受け手であって、1の災害により被害を受けた者。

なお、機構から転貸された農地に限らず、自己所有地や相対契約の農地、居住する家屋等に被害を受けた者も対象とする。

ただし、機構との契約農地について、過年度分賃借料の未納がある者は対象外とする。

3 支援措置の内容

令和5年度賃借料について、申請があった場合（参考様式-災1号）は、その支払を猶予することとし、賃借料の引き落としを令和5年度に限り、10月25日または11月20日から令和6年3月1日（金）に繰り下げます。

ただし、出し手への賃借料は契約どおりの期日に振り込みます。

なお、支払猶予期間中は、原則、解約や権利移転はできません。

（申請期限：令和5年9月11日（月）） ※各市町村を経由して申請。

4 契約手数料

（1）出し手

賃借料5千円未満の場合は、既送付の納入通知書により納付し、5千円以上の場合は、令和5年度分賃借料から手数料を差し引いて振り込みます。（これまでどおりの対応です。）

（2）受け手

手数料は令和5年度分賃借料と併せて徴収することとし、支払猶予を受ける場合は、令和6年3月1日に引き落とします。（それ以外は契約どおりの期日に引き落とします。）

5 添付書類

（1）受け手の農用地利用集積等促進計画、農用地利用集積計画又は農用地利用配分計画の写し

（2）申請理由が確認できる書類 ※提出が間に合わない場合は、後日送付してください。

次のいずれかを提出してください。

- ・罹災証明書の写し
- ・その他被害を受けたことが確認できる書類（市町村が作成する被害ほ場一覧など）

6 その他

支払猶予の対象となった者に限り、令和5年度賃借料の減額手続きにも対応します。

その手続きについては、次のとおりです。

(1) 令和5年度の支払賃借料を一時的に減額する場合 ※受け手のみの対応。

令和5年度の支払賃借料を一時的に減額し、令和6年度の支払賃借料は、契約賃借料に当該減額分を上乗せした金額を引き落とします。

なお、出し手への賃借料は、契約どおりの期日に契約どおりの額を振り込みます。

＜例＞

①契約賃借料	100,000円
②令和5年度の支払賃借料	40,000円 ※一時的に減額した金額。
③令和5年度の減額分	60,000円 … (①－②)
④令和6年度の支払賃借料	160,000円 … (①＋③)

※令和7年度からは、現契約どおりの内容となります。

手続きについては、令和5年10月2日（月）～12月22日（金）の期間に各市町村を經由して参考様式-災2号を提出してください。

(2) 出し手・受け手ともに、令和5年度の賃借料を減額する場合 ※出し手からの了承が必要。

令和5年度と令和6年度の2カ年の賃料を変更することとし、令和5年度は、出し手には契約どおりの期日に契約賃借料を振り込み、受け手からは3月1日に減額を反映させた変更額を引き落とします。令和6年度は、出し手には減額を反映させた変更額を振り込み、受け手からは当初の契約額を引き落とします。

※令和5年度の出し手への賃借料は、現契約どおりの金額・期日で振り込むため、このような対応となります。

＜例＞

①契約賃借料	100,000円
②変更後の令和5年度の賃借料	70,000円
③令和5年度の賃借料	
出し手への支払額	100,000円
受け手からの引落額	70,000円
④令和6年度の賃借料	
出し手への支払額	70,000円
受け手からの引落額	100,000円

※令和7年度からは、出し手・受け手ともに、現契約どおりの内容となります。

手続きについては、令和5年10月2日（月）～12月22日（金）の期間に各市町村を經由して参考様式-災3号を提出してください。

なお、このほか、賃借料の支払方法について、変更を希望する場合は、随時協議を行いますので、該当がありましたら担当へご連絡ください。